

## 「ご契約のしおり-約款」変更のお知らせ

「ご契約のしおり」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

- 16ページ「I.ご契約に際して ③ クーリング・オフ制度（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）」の記載について、つぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

申込者または契約者（申込者などといいます）は、重要事項説明書（注意喚起情報）を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日<sup>①</sup>から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的な方法（当社ホームページ等）による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除（申し込みの撤回などといいます）をすることができます。当社ホームページによる申出の場合は、「クーリング・オフ手続き」からお申し出ください。なお、当社ではご契約の申込日以前に重要事項説明書（注意喚起情報）をお渡ししています。

- 17ページ「I.ご契約に際して ③ クーリング・オフ制度（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）」の「3.その他」の記載（4つ目の●部分）について、つぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

●申し込みの撤回などの時点において、保険金などの支払事由が生じている場合には、申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、申し込みの撤回などの時点において、申込者などが保険金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

- 138ページ「VI.ご契約後について ① 保障内容を見直す諸制度」において、「4.更新・満了時保障変更制度」についてご案内しておりますが、当該制度の取り扱いは停止しております。

- 139ページ「VI.ご契約後について ① 保障内容を見直す諸制度」において、「6.年金支払移行制度」についてご案内しておりますが、当該制度の取り扱いは停止しております。

- 156ページ「VII.会社・制度のご案内 ⑨ 生命保険契約者保護機構」について、（注1）の記載をつぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

（注1）上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

- 156ページ「VII.会社・制度のご案内 ⑨ 生命保険契約者保護機構」について、 の記載をつぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2022年4月時点の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。